

会 見 年 月 日	令和3年7月13日（火）
担 当 課	市長公室企画政策課
問い合わせ先	電話：0791-43-6867 （内線：2458、2453） FAX：0791-43-6822 （担当者名：玉木、庵原）

## 赤穂市と住友大阪セメント株式会社との包括連携協定締結について

赤穂市（市長 牟礼 正稔）と住友大阪セメント株式会社（取締役社長 諸橋 央典）とは、次のとおり包括連携に関する協定を締結します。

### 1. 協定締結の目的

赤穂市及び住友大阪セメント株式会社は、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、持続可能な地域社会の形成と発展及び地域住民サービスの向上を図るため、住友大阪セメント株式会社の有する廃棄物処理技術を活用した密接な相互連携を行うこと及び協働による活動を推進することを目的とします。

### 2. 連携する事項

- (1) 災害時の早期復旧に関する事
- (2) 廃棄物の資源化等による環境負荷低減に関する事
- (3) 災害時における資材調達に関する事
- (4) 地域の安心・安全に関する事
- (5) 青少年の健全育成に関する事
- (6) 赤穂市産品の活用と知名度の向上に関する事
- (7) 観光振興に関する事
- (8) 前各号の他、地域活性化及び市民サービスの向上に関する事

### 3. 式次第

- (1) 開 式
- (2) 出 席 者 紹 介
- (3) 代 表 者 あ い さ つ
- (4) 協 定 書 署 名
- (5) 記 念 撮 影
- (6) 質 疑 応 答
- (7) 閉 式

## 赤穂市と住友大阪セメント株式会社との包括連携に関する協定書

赤穂市（以下「甲」という。）と住友大阪セメント株式会社（以下「乙」という。）とは、地域社会の活性化と地域住民サービスの向上を推進するに当たり、甲及び乙の連携を強化するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、持続可能な地域社会の形成と発展及び地域住民サービスの向上を図るため、甲及び乙が、乙の有する廃棄物処理技術を活用した密接な相互連携を行うこと及び協働による活動を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し、協力する。

- (1) 災害時の早期復旧に関すること
  - (2) 廃棄物の資源化等による環境負荷低減に関すること
  - (3) 災害時における資材調達に関すること
  - (4) 地域の安心・安全に関すること
  - (5) 青少年の健全育成に関すること
  - (6) 赤穂市産品の活用と知名度の向上に関すること
  - (7) 観光振興に関すること
  - (8) 前各号の他、地域活性化及び市民サービスの向上に関すること
- 2 乙は、甲から前項第1号及び第3号に規定する要請を受けたときは、発生した災害廃棄物の処理、及び資材供給を優先的に取り扱うよう努めるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。
- 4 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、市内事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 5 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

### （協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間延長するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって他の当事者に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲及び乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度互いに協議の上、合意したものについてその変更を行うことができるものとし、甲及び乙は、合意した内容に従ってこの協定を改定する。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和3年7月13日

甲 兵庫県赤穂市加里屋81番地  
赤穂市  
赤穂市長

乙 東京都千代田区六番町6番地28  
住友大阪セメント株式会社  
取締役社長